

子ども・子育て支援法第27条第3項第2号等の市町村が定める額等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月25日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第21号

子ども・子育て支援法第27条第3項第2号等の市町村が定める額等を定める規則の一部を改正する規則

子ども・子育て支援法第27条第3項第2号等の市町村が定める額等を定める規則（平成27年寒川町規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第9条」を「第9条第2項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。